

事 務 連 絡
平成 26 年 9 月 26 日

各都道府県衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬食品局審査管理課医療機器・再生医療等製品審査管理室
厚生労働省医薬食品局安全対策課

プログラム医療機器特別講習会等の実施について（依頼）

標記について、別添のとおり、登録講習機関である公益財団法人医療機器センターから、薬事法等の一部を改正する法律及び薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令附則第三条第三項において準用する同省令による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第百十四条の四十九第一項第三号に規定する講習の実施についての報告がありましたので関係団体等に周知方お願いいたします。

また、同時期に開催します薬事法施行規則第 162 条第 2 項第 1 号の規定に基づくコンタクトレンズ販売営業管理者講習会についても併せて周知方お願いいたします。

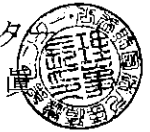
なお、プログラム医療機器特別講習会について、別に関催が決定した場合には、追ってお知らせします。



医療機器発第 111 号
平成 26 年 9 月 8 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

公益財団法人 医療機器センター
理事長 菊地 貴



平成 26 年度プログラム医療機器特別講習会及び
コンタクトレンズ販売営業管理者講習会の実施について

当センターの事業につきましては日頃よりご支援、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、この度、同封の実施要領により下記講習会を実施することといたしております。

つきましては、貴管下関係業者等に対する周知方、特段のご配慮をお願い申し上げます。

記

- 1 プログラム医療機器特別講習会
- 2 コンタクトレンズ販売営業管理者講習会

(問い合わせ先)

公益財団法人 医療機器センター 薬事事業部

TEL 03(3813)8156

FAX 03(3813)8733

<http://www.jaame.or.jp/>